

金融サービスセット割利用規約

第1条 (本規約の適用)

1. KDD I 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社（以下、併せて「当社」といいます。）は、この金融サービスセット割利用規約（以下、「本規約」といいます。）に基づき、金融サービスセット割（以下、「本割引」といいます。）を提供します。
2. 本規約で使用する用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、a u（5 G）通信サービス契約約款、a u（L T E）通信サービス契約約款、a u（W I N）通信サービス契約約款に定めるところによります。
3. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本割引の提供に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、本規約の変更は、変更後の本規約を本割引に係るWEBサイトに掲載することにより行い、当該掲載がなされた時点で効力を生じるものとします。
4. 本規約本文のほか、当社が定める本割引に関する諸規程（当社が別にWEBサイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下、「諸規程」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとします。
5. 本規約本文と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

第2条 (本割引の概要)

1. 本割引は、a uサービス（a u（5 G）通信サービス、a u（L T E）通信サービス及びa u（W I N）通信サービスをいいます。以下同じとします。）及び別表に定める対象金融商品（以下、「対象金融商品」といいます。）を利用する場合に、本規約に定める方法によりa uサービスに係る料金（以下、「通信料金」といいます。）の割引を行うこと等をその内容とします。
2. 本割引は、別表に定めるところに従い、「a u P A Yプリペイドカード（a u W A L L E Tプリペイドカード）」（当社及びauペイメント株式会社が、「「a u P A Y プリペイドカード（a u W A L L E Tプリペイドカード）」利用規約」に基づき発行するプリペイドカードをいいます。以下、「対象カード」といいます。）の利用可能残高を加算する方法（以下、「本件チャージ」といいます。）、又は通信料金を減算する方法（以下、「本件通信料金減算」といいます。）により行います。

第3条 (本割引の申込み)

本割引の適用を希望する者（以下、「本割引申込者」といいます。）は、本規約を承諾

の上、当社が別に

定めるところにより当社に申込み（以下、「本割引申込み」といいます。）を行うものとします。

第4条 （本件契約の成立）

1. 当社は、本割引申込者が次の各号に定める条件のすべてを満たす場合、これを承諾するものとし、かかる承諾の日において、当社と本割引申込者との間で本割引の適用を受けるための契約（以下、「本件契約」といいます。）が成立するものとします（本件契約が成立した場合、その本件契約に係る本割引申込者を、以下、「本件契約者」といいます）。
 - ① 対象金融商品に係る契約（以下、「対象金融商品契約」といいます。）の申込みの際し、a u I D（以下、「申込者 I D」といいます。）による認証が完了していること（対象金融商品が a u 住宅ローンの場合は、申込者 I D の登録が完了していること）。
 - ② 本割引申込者が、対象金融商品を提供する事業者（以下、「提供会社」といいます。）との間で対象金融商品契約を締結していること又は対象金融商品契約の申込みを完了していること（その申込みが承諾されない場合を除きます）。
 - ③ 申込者 I D に登録された a u（5 G）通信サービスに係る契約者回線、a u（L T E）通信サービスに係る契約者回線又は a u（W I N）通信サービスに係る契約者回線（以下、併せて「対象契約者回線」といいます。）があること（及び対象金融商品が a u 住宅ローン以外の場合は、対象契約者回線を、当社所定の方法により指定すること）。
 - ④ 対象契約者回線が、次の各号に定める条件の全てを満たしていること。
 - ア 本割引申込みの時点で、その対象契約者回線について、現に a u サービスの提供を受けていること。
 - イ その対象契約者回線の契約者が、法人でないこと。
 - ウ その対象契約者回線がプリペイド電話契約でないこと。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、業務遂行上支障があるとき又はその他当社が不適当と判断したときは、本割引申込みを承諾しないものとします。

第5条 （本件チャージ）

1. 前条に従って本件契約が成立した場合であって、その割引方法が本件チャージであるとき、当社は、申込者 I D に紐づく対象カードの利用可能残高に、別表に定める割引額相当額（以下、「本件チャージ額」といいます。）を加算します。
2. 本件チャージは、別表に定める割引期間（以下、「割引期間」といいます。）に

おいて行います。

3. 前項の規定にかかわらず、割引期間における各月の末日において、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当社は、当該末日の属する月の翌々月分の本件チャージを要しないものとし、当該チャージに係る当社の債務は消滅するものとし、
 - ① 対象金融商品契約に基づく債務の完済または義務が履行されていないとき。
 - ② 第4条第1項各号のいずれかが満たされていないとき。
4. 本件チャージにあたり、当該チャージの時点で対象カードに係る利用可能残高の上限額に達している場合、又はそのチャージにより対象カードに係る利用可能残高の上限額を超える場合は、その上限額を超える本件チャージ額を翌月以降、当社が別に定める期間の範囲で繰り越すものとし、
5. 対象カードの未発行若しくは失効又は割引期間の超過（前項の繰り越しによる場合を含みます。）等により、割引額相当額の利用可能残高への加算を行うことができなかった場合、当社は、当該加算の実施を要しないものとし、当該加算に係る当社の債務は消滅するものとし、

第6条 （本件通信料金減算）

1. 第4条に従って本件契約が成立した場合であって、その割引方法が本件通信料金減算であるとき、通信料金から、別表に定める割引額を減算します。
2. 本件通信料金減算は、割引期間において行います。
3. 前項の規定にかかわらず、割引期間における各月の末日において、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当社は、当該末日の属する月の翌々月分の本件通信料金減算を要しないものとし、当該通信料金減算に係る当社の債務は消滅するものとし、
 - ① 対象金融商品契約に基づく債務の完済または義務が履行されていないとき。
 - ② 第4条第1項各号のいずれかが満たされていないとき。
4. 本件通信料金減算にあたり、通信料金が割引額に満たない場合は、当該通信料金相当額を上限に減算するものとし、当該上限を超える本件通信料金減算に係る当社の債務は消滅するものとし、

第7条 （対象契約者回線の変更）

1. 本件契約者は、本割引申込時に指定した対象契約者回線の変更を希望する場合、当社所定の方法で当社に申し出るものとし、
2. 本件契約者は、前項の申し出において、第4条第1項第4号に定める条件を満たすauサービスに係る契約者回線を新たな対象契約者回線として指定するものとし、

3. 前二項に定める他、当社は、対象契約者回線の契約者から第1項に定める申し出があった場合は、本件契約者がその申し出を行ったものと見做して取り扱います。

第8条 (割引期間の計算)

1. 割引期間は、本件契約の成立日を含む月の翌々月を1ヶ月目として起算するものとします。
2. 割引期間において本規約に基づき本件チャージ又は本件通信料金減算が実施されない期間が生じた場合であっても、当該期間は割引期間に含まれるものとします。

第9条 (本件契約の終了)

1. 本件契約者は、当社所定の方法で当社に申し出ることにより、本件契約を解約することができるものとします。
2. 前項に定める他、本件契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものとします。
 - ① 対象契約者回線のa uサービスに係る契約が終了したとき(但し、別の回線を指定している場合は除く)。
 - ② 対象契約者回線について、利用権の譲渡があったとき。
前二項の定めにより本件契約が終了した場合、当社は、その終了日が属する月の翌月をもって、本件チャージ又は本件通信料金減算を終了します。

第10条 (割引額の返還)

当社は、本件契約者が、対象金融商品契約又はa uサービスその他の当社のサービスに係る料金の全部又は一部を支払わなかった場合、本件契約の割引方法に応じて以下のいずれかの対応を行うことができるものとします。

- ① 本件チャージの場合、既に加算した本件チャージ額相当額の金銭の返還を求めると、又は本件チャージ額相当額を対象カードの利用可能残高から減算すること
- ② 本件通信料金減算の場合、既に減算した通信料金相当額の金銭の返還を求めると

第11条 (損害賠償)

当社は、本件契約に関して本割引申込者又は本件契約者に生じた損害について、損害が発生した月の割引額を上限として当該損害を賠償するものとします。但し、当社の故意又は重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとします。

第12条（権利義務の譲渡禁止）

本件契約者は、予め当社の書面による承諾を得た場合を除き、本件契約に係る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第13条（顧客情報の取扱い）

1. 当社は、本割引の提供に関して取得した本割引申込者、本件契約者及び対象契約者回線に係る情報について、本割引の提供に必要な範囲で利用する他、当社が以下のサイトで公開するプライバシーポリシーに従って取り扱います。
<http://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>
2. 当社は、前項に定める情報のうち、申込者ID、当該申込者IDに登録された対象契約者回線のauサービスに係る契約の契約状況、本割引の申込の事実及び本件契約の状況に係る情報を、本割引の提供のため、及びライフネット生命保険株式会社又はauじぶん銀行株式会社におけるセット割に係る問い合わせへの対応を可能とするため、ライフネット生命保険株式会社又はauじぶん銀行株式会社に対して提供するものとします。
3. 本件契約者は、当社が取得した本件契約者の情報を、当社が次の各号に従って取り扱うことを承諾するものとします。
 - ①当社が対面・郵便・電話・インターネット等を通じて行う保険募集に係る業務及びこれに関連する業務（保険商品等のご案内、保険商品に関するお問い合わせへの対応等を含み、総称して、以下「保険代理業」といいます。）において取得した本件契約者の情報（ライフネット生命保険株式会社が提供する生命保険商品（以下、「auの生命ほけん」といいます。）及びau損害保険株式会社が提供する損害保険商品（以下、「au損保」といいます。）のご契約内容や、auの生命ほけん及びau損保のお申し込みにあたりご提供いただいたご職業、年収及び保険金の受取人に関する情報等を含みます。）を、当社が対面・郵便・電話・インターネット等を通じて行う銀行代理業及びこれに関連する業務（金融商品等のご案内、銀行代理業に関するお問い合わせへの対応等を含み、総称して、以下、「銀行代理業」といいます。）並びに当社が行う電気通信事業等及び保険代理業を含む当社の事業のために利用すること。
 - ②当社が、電気通信事業等、銀行代理業及び保険代理業以外の当社の事業により取得した本件契約者の情報（auID及びauIDに紐づく氏名、住所、生年月日、性別、連絡先電話番号、メールアドレス、電気通信サービス等の利用状況等を含みます。）を、保険代理業及び銀行代理業に関するご案内を含む当社の事業のために利用すること。
 - ③当社が銀行代理業において取得した本件契約者の取引に関する情報（円預金、外貨預金の受入れに関する情報、個人向けローンの貸付に関する情報等を含みます。）

を当社が対面・郵便・電話・インターネット等を通じて行う保険代理業並びに電気通信事業等及び銀行代理業を含む当社の事業のために利用すること。

第14条（合意管轄）

本割引に係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（本割引に関する疑義等）

本規約の解釈や本割引の適用について疑義が生じ、又は本規約に定めがない事項が生じた場合は、当社が決定する内容に従って処理するものとし、本割引申込者及び本件契約者は予めこれを承諾するものとしします。

附則

（適用期日）

1 本規約は、2016年4月5日から適用します。

附則

（適用期日）

1 本改正規定は、2016年6月28日から適用します。

附則

（適用期日）

1 本改正規定は、2020年2月9日から適用します。

附則

（適用期日）

1 本改正規定は、2020年4月1日から適用します。

本割引の 名称	対象 金融商品	提供会社	割引方法	割引額 (月額・税 抜)	割引期間
a u 定期ほけん セット割	a u 定期ほけん	ライフネット 生命保険 株式会社	本件通信料金 減算	200円	60ヶ月 ただし、2 016年 6月28 日以降に 本割引申 込みがな された場 合、201 7年1月 ご利用分 で割引期 間は終了 するもの とします。
a u 医療ほけん セット割	a u 医療ほけん	ライフネット 生命保険 株式会社	本件通信料金 減算	200円	60ヶ月 ただし、2 016年 6月28 日以降に 本割引申 込みがな された場 合、201 7年1月 ご利用分 で割引期 間は終了 するもの とします。

au 医療ほけん レディース セット割	au 医療ほけん レディース	ライフネット 生命保険 株式会社	本件通信料金 減算	200円	60ヶ月 ただし、2 016年 6月28 日以降に 本割引申 込みがな された場 合、201 7年1月 ご利用分 で割引期 間は終了 するもの とします。
au 住宅ローン セット割	au 住宅ローン	au じぶん銀行 株式会社	本件チャージ	500円	60ヶ月

(別表)